

令和2年度4月 中小企業融資制度の主な改正点について

【基本的な考え方】

- ① 国が中小企業の円滑な事業承継を促進するため、令和元年12月に、経営者を含めて保証人を徴しない「事業承継特別保証制度」を創設したこと踏まえ、本市においても、市内中小企業が将来に渡ってその活力を維持するため、事業承継を実施する中小企業等に、この「事業承継特別保証制度」等を活用し必要な資金を融資することにより、事業承継の円滑化を図り、もって市内中小企業の事業活動の継続に資することを目的とした「事業承継資金」を創設する。
- ② 市内中核企業における労働生産性の向上等に資する投資を後押しするため、現行の新成長戦略みらい資金に、保証料の利用者負担のゼロと金利の引き下げをした「労働生産性向上特別枠」を創設する。

1 事業承継資金の創設

国は、円滑な事業承継に向けてその阻害要因となり得る事業承継時の個人保証を徴しない新たな保証制度「事業承継特別保証制度」を令和元年12月に創設した。この保証制度は、事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業については経営者を含めて保証人を徴せず、さらに一定の中小企業については保証料率を引き下げ、もって中小企業の事業承継の促進を図ることを目的とするものである。

市融資制度においても、この「事業承継特別保証制度」等を活用し幅広い市内中小企業を対象に、一定の要件を満たす中小企業については個人保証を徴せず、事業承継時に必要な自社株式や事業用資産の買取資金、納税資金など様々な資金ニーズに対応する「事業承継資金」を創設し、さらに一定の中小企業については保証料の利用者負担を軽減（最大利用者負担ゼロ）することで、市内中小企業の円滑な事業承継を推進する。

対象者	資金用途	限度額	金利	保証人	保証料
○3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する市内中小企業 ○事業承継日から3年を経過していない事業承継計画を有する市内中小企業 など	○自社株式や事業用資産の買取資金	2億円	金融機関の定める率	徴しない (※)	0.00%
	○贈与税や相続税の納税資金 など				～ 0.75%

※一定の財務要件等を満たした中小企業（法人）

2 新成長戦略みらい資金「労働生産性向上特別枠」の創設

市内中核企業における労働生産性の向上等に資する投資を後押しするため、一定の労働生産性等の向上に向けた取組みを本市が認定（給与アップで人手不足解消！労働生産性向上サポート事業）した中小企業を対象に、保証料の利用者負担のゼロと金利の引き下げをした新成長戦略みらい資金「労働生産性向上特別枠」を創設する。

	労働生産性向上特別枠	一般枠
対象者	「給与アップで人手不足解消！労働生産性向上サポート事業」における市の認定を受けた市内中小企業	北九州市新成長戦略の推進に寄与する事業のうち、市が指定する国・県・市の事業において、認定等を受けた市内中小企業
限度額	1億円	1億円
金利	1.00%（10年以内）、1.20%（10年超）	1.10%（10年以内）、1.30%（10年超）
保証料	0.00%	0.45%～1.51%

3 実施時期

令和2年4月1日 福岡県信用保証協会受付分から